

第1章 総論

1 社会福祉協議会とは、こんな団体です

社会福祉協議会(以下「社協」という)は、地域住民・地域組織や福祉関係団体など自主的会員とする民間の団体です。そして

- (1) 地域福祉事業の総合的な企画・立案・実施
- (2) 住民や民間団体の主体的活動への支援
- (3) 住民ニーズの把握、地域の福祉課題の明確化
- (4) 福祉サービスの利用支援

を行うことで、地域住民の自主的な活動を支援し、誰もが身近な地域で安心して暮らしていける地域社会の実現を目指していきます。

2 計画策定の必要性(背景)と目的は

平成12年6月に社会福祉法が制定され、社協の役割が、地域福祉を担う中心的団体として明確になりました。

これを受けて、多摩市社会福祉協議会(以下「多摩市社協」という)は、平成13年3月に運営の主眼を住民が主体の福祉コミュニティづくりとする「第2次地域福祉活動計画」(基本計画)を策定しました。その後

- (1) 支援費制度の実施(平成15年4月)
- (2) 介護保険制度の見直し(平成18年度に向けて)
- (3) ボランティア・NPO法人の活動の活発化
- (4) 多摩市の「行財政再構築プラン」の策定

などの動きがあり、福祉施策を取り巻く環境も大きく変わりました。

多摩市社協は、これらの動向を認識し、地域福祉推進の中心的団体として自立した、効率的・効果的運営を図ることを目的に、「第2次地域福祉活動計画」の見直しとともに「実施計画」を策定しました。

3 計画の位置づけは

この計画は、東京都が策定した「地域福祉推進計画」や多摩市策定の「健康福祉推進プラン」と連携する多摩市社協策定の活動方針

であり事業計画です。(三相計画)



多摩市第2次地域福祉活動計画(改訂版)

【概要編】

めざして  
福祉のまちづくりを  
支えあいによる



多摩市社会福祉協議会

多摩市第2次地域福祉活動計画(改訂版)の本編は

「多摩市社会福祉協議会ホームページ」にてダウンロードすることができます  
<http://www.tamashakyo.jp/>

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

〒206-0032 南野3-15-1 総合福祉センター7階  
☎042-373-5611 FAX 042-373-5612

4 計画の期間 ~いつまでの計画か

平成17年度から平成22年度までの6年間を計画期間としました。「実施計画」は、3年ごとに見直しを行います。

5 基本理念

地域福祉活動の推進

住民主役の福祉のまちづくり

一人ひとりの人権の尊重  
ノーマライゼーションの社会づくり  
支えあいによる福祉のまちづくりの推進

6 運営方針

運営の基軸を直接サービス提供型から地域コミュニティ推進のためのマネジメント型に転換します。

そして、地域ニーズを的確に捉え、マネジメントサイクルにより常に事業の見直しを行い、生きがいづくり、健康づくり(介護・疾病予防)や子育て支援事業とともに、制度のはざままでサービスを利用できない人への援助や行政・民間にはなじまない事業にも積極的に取り組み、地域に根ざした活動を推進していきます。

なお、運営に当たっては、次の6つの視点で進めていきます。

- (1) **開かれた多摩市社協をめざします**  
(情報の公開・提供、説明責任)
- (2) **地域住民の参画と協働による支えあいの仕組みづくりを支援します**  
(地域福祉活動の担い手は地域住民)
- (3) **事業評価制度を取り入れます**  
(マネジメントサイクルによる総合評価)
- (4) **自主財源を重点的に配分します**  
(地域福祉活動に重点配分)
- (5) **受託事業の見直しを行います**  
(多摩市社協の主体性と特性を生かして)
- (6) **計画の進捗状況をチェックします**  
(「仮称地域福祉活動計画推進委員会」の設置)

第2章 施策の展開

1 施策の方向性

隣人関係や地域の支えあいの不十分さなど、人と人とのつながりや思いやりが希薄な時代、市民が安心して住み慣れた地域で生活するためには、市民や行政がそれぞれ「自助」・「共助」・「公助」の精神に基づき、その役割を果たしていくことが重要です。しかし、「自助」・「公助」には必ずから一定の限界があり、「共助」即ち地域での支えあいの輪を広げていくことが大きな発展につながります。多摩市社協としては、このような認識に立ち

- 福祉ニーズの把握
- 人材の発掘・育成
- 地域の支えあいの仕組みづくり
- 新たなボランティア活動の展開
- 権利擁護事業の推進
- 在宅福祉サービスの提供
- 諸制度のはざまにいる市民への援助
- 法人としての自立性の確保

などの実現のため、次の五つの施策の方向性により、地域ぐるみの福祉活動を目指します。

- 1 住民福祉活動の推進  
地域住民の支えあいとネットワークの形成
- 2 ボランティア・市民活動の推進  
ボランティアセンターの充実と関係団体との連携
- 3 福祉サービス利用支援  
市民の立場に立った福祉サービスの利用支援
- 4 在宅福祉サービスの推進  
市民誰もが使いやすい福祉サービス
- 5 運営の基盤整備  
市民の理解と参画による市民に見える社協



2 計画の体系図

具体的な施策の展開については、次の計画の体系により施策の方向性ごとに「基本計画」・「実施計画」をまとめました。

基本理念 ~ 「住民が主役の福祉のまちづくり」の実現~ 地域福祉活動の推進

